2 地下水条例による規制

(1) 条例の概要

地下水の保全と地盤沈下の防止を図るため、昭和51年3月27日に地下水条例を制定し、昭和52年3月1日から規制を行っている。

ア 指定地域

地下水採取に伴う障害が生じ、又は生ずるおそれのある地域を規制地域に、また、水 文地質上、規制地域と関連を有する周辺の地域を観察地域として、表1及び図1のとお り指定している。

地域区分	富山地域	高岡地域
規制地域	富山市の一部	高岡市及び射水市の一部
観察地域	富山市、上市町及び立山町の 一部、舟橋村の全部	高岡市、砺波市及び射水市の 一部

表 1 地下水条例指定地域

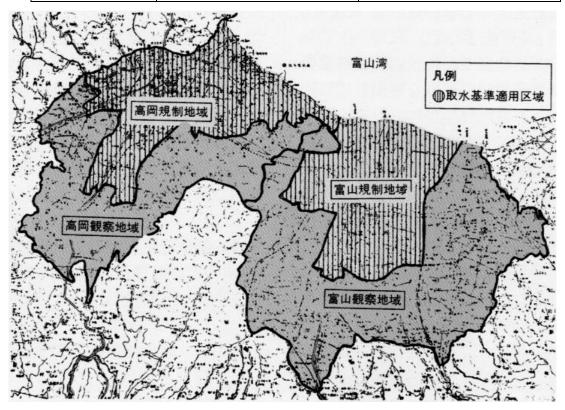


図1 地下水条例指定地域図

イ 規制対象揚水設備

動力を用いて地下水を採取するための設備で、揚水機の吐出口の断面積が21cm²を超えるものを規制対象としている。ただし、温泉や可燃性天然ガスの採掘に伴う揚水設備及び河川区域内の揚水設備は除いている。

ウ 取水基準

規制地域内の対象揚水設備については、昭和52年3月1日から表2のとおり取水基準を適用している。

ただし、水道事業、工業用水道事業、農業、水産養殖業、道路・鉄軌道の消雪の用途のもの等については、取水基準の適用を除外している。

区分	項目	揚水機の吐出口断面積	採取する地下水の量
既設	昭和52年3月1日におい て既に設置されている揚 水設備	200 cm ² 以下	1,000 m³/目以下
新設	昭和52年3月1日の後に おいて新たに設置される 揚水設備	150 cm ² 以下	800 m³/日以下

表 2 取水基準

エ 揚水設備の届出

地下水を採取する者は、指定地域内に規制対象揚水設備を設置しようとするときは、 揚水設備の設置場所、揚水機の吐出口断面積、揚水設備の使用方法等について、設置場 所を管轄する市町村を経由して知事に届け出なければならない。

オ 地下水採取量の測定・報告

指定地域内で地下水を採取する者であって、表3の揚水機の吐出口断面積を超えるものを設置する者は、水量測定器を設置し、地下水採取量を記録するとともに、その結果を地下水採取量報告書により毎年度4月末日までに知事に報告しなければならない。

揚水設備の区分	揚水機の吐出口断面積		
昭和52年3月1日において既に 設置されている揚水設備	60 cm²を超えるもの		
昭和52年3月1日の後において 新たに設置される揚水設備	21 cm ² を超えるもの		

表3 水量測定器を設置すべき揚水設備の規模

(2) 揚水設備の届出状況

令和元年度末における地下水条例に基づく揚水設備の届出状況は、事業所数が3,223、揚水設備数が4,136であり、その市町村別及び用途別の内訳は表4のとおりである。

揚水設備数を市町村別にみると、富山市が2,298設備(1,759事業所)、高岡市が924設備(724事業所)となっており、両市で全体の78%を占めている。

また、用途別では、道路等消雪用が1,851設備(1,531事業所)と最も多く、次いで建築物用が1,373設備(1,160事業所)、工業用が761設備(418事業所)の順となっている。

一方、用途別の揚水設備数の推移は表5及び図2のとおりであり、地下水条例が施行された昭和52年度と比較すると、工業用は大幅な増加はないものの、56豪雪以降、地下水を利用する消雪設備が普及したことから、道路等消雪用及び建築物用が大幅に増加している。

(3) 監視・指導

地下水の採取量が多い事業所や消雪設備に対して立入検査を実施し、取水基準の遵守状況や揚水記録状況等の揚水設備の維持管理状況を調査するとともに、地下水の節水や合理化を指導している。

令和元年度は、30か所で立入検査を実施し、このうち18か所に対して届出事項の不備等を改善するよう指導した。

表 4 地下水条例に基づく揚水設備の届出状況

[市町村別] (令和2年3月31日現在)

地	区分	区分規制地域		観察地域		合 計	
域	市町村	事業所数	揚水設備数	事業所数	揚水設備数	事業所数	揚水設備数
	富山市	1, 205	1, 552	554	746	1, 759	2, 298
富	舟 橋 村			7	9	7	9
山地	上市町			122	158	122	158
域	立山町			85	106	85	106
	小 計	1, 205	1, 552	768	1, 019	1, 973	2, 571
<u>باب</u>	高岡市	602	781	122	143	724	924
高岡	砺 波 市			294	353	294	353
地域	射水市	145	185	87	103	232	288
	小 計	747	966	503	599	1, 250	1, 565
	合 計	1, 952	2, 518	1, 271	1,618	3, 223	4, 136

[用途別]

区分	規制地域		観察地域		合 計	
用途	事業所数	揚水設備数	事業所数	揚水設備数	事業所数	揚水設備数
工業用	239	434	179	327	418	761
建築物用	794	942	366	431	1, 160	1, 373
水道用	5	15	48	65	53	80
農業・水産業用	5	5	39	49	44	54
道路等消雪用	901	1, 114	630	737	1, 531	1,851
その他	8	8	9	9	17	17
合 計	1, 952	2, 518	1, 271	1,618	3, 223	4, 136

表 5 揚水設備の届出状況の推移

[市町村別] (() は事業所数)

地域	市町村	昭和 52年度	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	^{令和} 元年度
	富山市	550(348)	2,257(1,731)	2,279(1,746)	2,280(1,746)	2,293(1,755)	2,298(1,759)
富	舟 橋 村	2(2)	8(6)	8(6)	8(6)	8(6)	9(7)
山 地	上市町	60(46)	157(122)	156(121)	156(121)	156(121)	158(122)
域	立山町	30(24)	105(83)	105(83)	104(83)	104(83)	106(85)
	小 計	642(420)	2,527(1,942)	2,548(1,956)	2,548(1,956)	2,561(1,965)	2,571(1,973)
	高岡市	371(227)	899(704)	909(713)	911(714)	920(722)	924(724)
高岡	砺波市	52(42)	340(285)	342(287)	342(287)	347(290)	353(294)
地域	射水市	80(55)	287(230)	285(228)	287(230)	288(231)	288(232)
	小 計	503(324)	1,526(1,219)	1,536(1,228)	1,540(1,231)	1,555(1,243)	1,565(1,250)
	合 計	1,145(744)	4,053(3,161)	4,084(3,184)	4,088(3,187)	4,116(3,208)	4,136(3,223)

[用途別] (()は事業所数)

用途	昭和 52年度	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	^{令和} 元年度
工業用	634(303)	758(422)	756(420)	757(420)	761(419)	761(418)
建築物用	367(326)	1,385(1,162)	1,381(1,160)	1,378(1,158)	1,376(1,157)	1,373(1,160)
水道用	55(37)	79(51)	79(51)	79(51)	79(51)	80(53)
農業·水産業用	36(35)	76(64)	77(65)	77(65)	77(65)	54(44)
道路等消雪用	53(43)	1,739(1,451)	1,775(1,477)	1,781(1,482)	1,813(1,506)	1,851(1,531)
その他	0(0)	16(11)	16(11)	16(11)	10(10)	17(17)
合 計	1,145(744)	4,053(3,161)	4,084(3,184)	4,088(3,187)	4,116(3,208)	4,136(3,223)

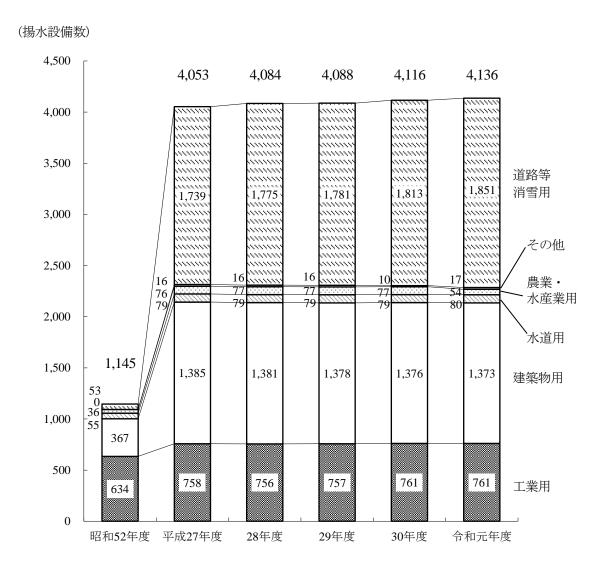


図2 揚水設備数の推移